

# 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案(仮称) <予算関連法案>

## 背景

- 我が国は国土面積(約38万km<sup>2</sup>)の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積(約405万km<sup>2</sup>)を設定。
- 平成20年11月の大陸棚延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われた。
- 排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。
- 遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない。

## 目的

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることから、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要となる港湾の施設に関し必要な事項を定めることにより、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

## 概要

### <基本計画>

#### ★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

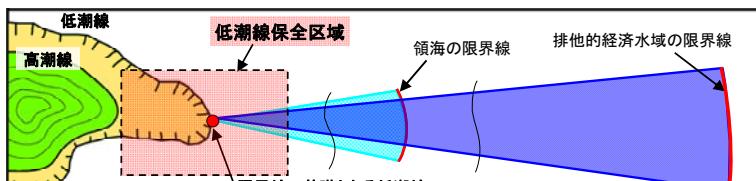
### <低潮線保全区域>

#### ★低潮線保全区域の指定

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

#### ★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。



※長崎県男女群島鮫瀬の低潮線が約2km後退すると約78km<sup>2</sup>(東京ドーム約1,700個分)の排他的経済水域面積が減少

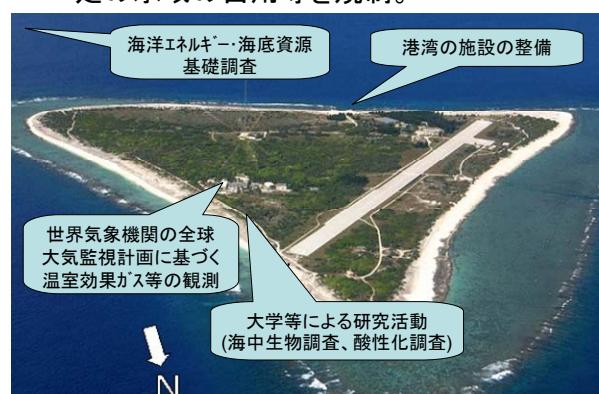
### <特定離島における拠点施設の整備>

#### ★特定離島の指定

地理的条件、社会的状況及び施設整備状況等から周辺の排他的経済水域等の保全及び利用を促進することが必要な離島を特定離島として指定。

#### ★特定離島港湾施設の建設等

基本計画に定める国の事務又は事業の用に供する港湾の施設を国土交通大臣が建設、改良及び管理するとともに、当該施設周辺の一定の水域の占用等を規制。



イメージ(南鳥島)

# 排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、我が国の排他的經濟水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要なことから、排他的經濟水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的經濟水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に關し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的經濟水域等の保全及び利用の促進を図り、もつて我が国の經濟社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(第一条関係)

## 第二 定義等

一 この法律において「排他的經濟水域等」とは、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律の排他的經濟水域及び大陸棚をいうものとすること。

一 この法律において「低潮線の保全」とは、排他的經濟水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎

となる低潮線等を保全することをいうものとすること。

三 この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その他当該離島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、かつ、当該離島及びその周辺に港湾法に規定する港湾区域、同法の規定により都道府県知事が公告した水域及び漁港漁場整備法の規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域が存在しないことその他公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいうものとすること。

四 この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいうものとすること。

五 この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域（海底及びその下を含む。）として政令で定めるものをいうものとすること。

六 内閣総理大臣は、三の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないものとすること。

七 低潮線保全区域は、低潮線の保全を通じて排他的経済水域等の保持を図るために必要な最小限度の区域に限つて定めるものとし、やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によつてその確認を行うことができない海域については定めないものとすること。

(第二条関係)

### 第三 基本計画

一 政府は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全（以下「拠点施設の整備等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めなければならないこととする。

二 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとすること。

- 1 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針
- 2 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置に関する事項
- 3 特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項

#### 4 拠点施設の整備等の内容に関する事項

5 その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

三 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

四 内閣総理大臣は、三による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこと。

五 国は、第四及び第五並びに他の法律で定めるもののほか、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講ずるものとすること。

#### 第四 低潮線保全区域

一 低潮線保全区域内において、海底の掘削、土砂の採取その他の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬこととすること。ただし、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでないこととすること。

二 國土交通大臣は、一の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が低潮線保全区域にお

(第三条及び第四条関係)

ける低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないと認める場合でなければ、これを許可してはならないこととすること。

三 第五の二、海岸法等の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、一の許可を受けることを要しないこととすること。

四 国又は地方公共団体が一の許可を要する行為をしようとする場合には、許可に代えて国土交通大臣に協議をすることとすること。

五 國土交通大臣は、一に違反して海底の掘削等を行つた者等に対し、その行為の中止、施設等の改築等を命ずることができることとすること。

六 國土交通大臣は、一の許可に付した条件に違反した者等に対し、一の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができることとすること。

(第五条～第七条関係)

## 第五 特定離島港湾施設

一 国の事務又は事業の用に供する泊地、岸壁その他港湾の施設であつて、基本計画において拠点施設

としてその整備等の内容に関する事項が定められたもの（以下「特定離島港湾施設」という。）の建設、改良及び管理は、国土交通大臣が行うこととすること。

二 特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域を定めて公告した場合において、その水域において、水域の占用、土砂の採取その他の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬこととすること。

三 國土交通大臣は、河川区域又は海岸保全区域について二の水域を定めようとするときは、河川管理者又は海岸管理者に協議しなければならないこととすること。

四 國土交通大臣は、二の許可を要する行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、二の許可をしてはならないこととすること。

五 國土交通大臣は、港湾の機能の維持若しくは増進又は公益上の観点から特に必要なものとして政令で定める場合を除き、特定離島港湾施設である泊地その他の水域施設について水域の占用等に係る二の許可をしてはならないこととすること。

六 國又は地方公共団体が二の許可を要する行為をしようとする場合には、許可に代えて国土交通大臣に

協議をすることとすること。

七 國土交通大臣は、水域の占用又は土砂の採取に係る二の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができることとすること。

八 國土交通大臣は、偽りその他不正の行為により占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができることとすること。

九 何人も、二の規定により公告されている水域内において、みだりに、船舶その他の物件で國土交通大臣が指定したものを捨て、又は放置してはならないこととすること。

十 國土交通大臣は、二に違反して水域の占用等を行つた者等に対し、工事その他の行為の中止又は工作物等の撤去等を命ずることができることとすること。

十一 國土交通大臣は、二の許可に付した条件に違反した者等に対し、二の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付すことができることとすること。

十二 國土交通大臣は、十の工作物等の撤去等を命ずべき者を確知することができないときは、國土交通大臣が当該工作物等の撤去等を自ら行うこと等ができることとすること。

十三 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、二の許可を受けた者に対し必要な報告を求める、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所等に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物等を検査させることができることとすること。

十四 七の占用料若しくは土砂採取料等を納期限までに納付しない者に対する強制徴収等について定めることとすること。

(第八条～第十三条関係)

## 第六 雜則

一 國土交通大臣は、この法律の規定に基づく許可には、この法律の施行のために必要な限度において、条件を付すことができること。

一 この法律に規定する國土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができること。

(第十四条～第十六条関係)

## 第七 罰則

一 低潮線保全区域内又は第五の二の規定により公告されている水域内において第四の一又は第五の二に係る許可を受けないでこれらの許可を要する行為を行つた者等に対する罰則を設けること。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、一の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して一の罰金刑を科すること。

(第十七条～第二十条関係)

## 第八 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
ただし、第四に係る規定（定義、罰則を含む。）及び附則のうち第四に係る改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
(附則第一条関係)

二 港湾法、水産資源保護法、自衛隊法、海岸法、海洋水産資源開発促進法について、所要の規定の改正を行うこと。

(附則第二条～第七条関係)



排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本計画（第三条・第四条）

第三章 低潮線保全区域（第五条・第七条）

第四章 特定離島港湾施設（第八条・第十三条）

第五章 雜則（第十四条・第十六条）

第六章 罰則（第十七条・第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その

他の活動の場として重要なことにかんがみ、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図り、もつて我が国の經濟社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### （定義等）

第二条 この法律において「排他的経済水域等」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域及び同法第二条の大陸棚をいう。

2 この法律において「低潮線の保全」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎となる低潮線又はこれらの海域の限界を画する基礎となる直線基線及び湾口若しくは湾内若しくは河口に引かれる直線を定めるために必要となる低潮線を保全することをいう。

3 この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であつて、天然資源の存在状況その

他当該離島の周辺の排他的経済水域等の状況に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、かつ、当該離島及びその周辺に港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域が存在しないことその他公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「拠点施設」とは、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として整備される施設をいう。

5 この法律において「低潮線保全区域」とは、低潮線の保全が必要な海域（海底及びその下を含む。）として政令で定めるものをいう。

6 内閣総理大臣は、第三項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

7 低潮線保全区域は、低潮線の保全を通じて排他的経済水域等の保持を図るために必要な最小限度の区域

に限つて定めるものとし、やむを得ない事情により、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について、調査によつてその確認を行うことができない海域については定めないものとする。

## 第二章 基本計画

### （基本計画）

第三条 政府は、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線の保全並びに拠点施設の整備、利用及び保全（次項において「拠点施設の整備等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針
- 二 低潮線の保全に関し関係行政機関が行う低潮線及びその周辺の状況の調査、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置に関する事項
- 三 特定離島を拠点とする排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の目標に関する事項
- 四 拠点施設の整備等の内容に関する事項

## 五 その他低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する事項

- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (基本計画の推進)

第四条 国は、次章及び第四章並びに他の法律で定めるもののほか、基本計画に基づき、排他的経済水域等の保全及び利用の促進のため、低潮線及びその周辺の状況の調査、拠点施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第三章 低潮線保全区域

#### (低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可)

第五条 低潮線保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがない

ものとして政令で定める行為については、この限りでない。

## 一 海底の掘削又は切土

### 二 土砂の採取

### 三 施設又は工作物の新設又は改築

四 前二号に掲げるもののほか、低潮線保全区域における海底の形質に影響を及ぼすおそれがある政令で定める行為

2 國土交通大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が低潮線保全区域における低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがないと認める場合でなければ、これを許可してはならない。

#### (許可の特例)

第六条 第九条第一項、海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第八条第一項若しくは第三十七条の五、港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は漁港漁場整備法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 國又は地方公共団体が前条第一項の行為をしようとする場合には、同項中「國土交通大臣の許可を受け

なければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とする。

(監督処分)

第七条 國土交通大臣は、次に掲げる者に対し、その行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは撤去、施設若しくは工作物により生ずべき低潮線の保全上の障害を予防するため必要な施設の設置その他措置をとること又は原状の回復を命ずることができる。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
  - 二 第五条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
  - 三 偽りその他不正な手段により第五条第一項の規定による許可を受けた者
- 2 國土交通大臣は、前項第二号又は第三号に該当する者に対し、第五条第一項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

(特定離島港湾施設の建設等)

第八条 国の事務又は事業の用に供する泊地、岸壁その他の港湾の施設であつて、基本計画において拠点施設としてその整備、利用及び保全の内容に関する事項が定められたもの（次条において「特定離島港湾施設」という。）の建設、改良及び管理は、国土交通大臣が行う。

（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）

第九条 特定離島港湾施設の存する港湾において、当該港湾の利用又は保全上特に必要があると認めて国土交通大臣が水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。）を定めて公告した場合において、その水域において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

一 水域の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）

二 土砂の採取

三 前二号に掲げるもののほか、港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 國土交通大臣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に係る同法第

六条第一項に規定する河川区域又は海岸法第三条第一項の規定により指定される海岸保全区域について、前項の水域を定めようとするときは、当該河川を管理する河川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4 國土交通大臣は、特定離島港湾施設の建設又は改良の工事のために必要な場合その他の港湾の機能の維持若しくは増進又は公益上の観点から特に必要なものとして政令で定める場合を除き、特定離島港湾施設である泊地その他の國土交通省令で定める水域施設について第一項第一号又は第三号の行為に係る同項の許可をしてはならない。

5 國又は地方公共団体が第一項の行為をしようとする場合には、同項中「國土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「國土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とする。

6 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、第一項第一号又は第二号の行為に係る同項の許

可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。

7 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、偽りその他不正の行為により前項の占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。

第十条 何人も、前条第一項の規定により公告されている水域内において、みだりに、船舶その他の物件で国土交通大臣が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による物件の指定をするときは、國土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

#### (監督処分)

第十一条 國土交通大臣は、次に掲げる者に対し、工事その他の行為の中止又は工作物若しくは船舶その他の物件（以下この条において「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その

他の措置をとること若しくは原状の回復（第三項及び第九項において「工作物等の撤去等」という。）を命ずることができる。

- 一 第九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
  - 二 第九条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
  - 三 偽りその他不正な手段により第九条第一項の規定による許可を受けた者
  - 四 前条第一項の規定に違反した者
- 2 国土交通大臣は、前項第二号又は第三号に該当する者に対し、第九条第一項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。
  - 3 第一項の規定により工作物等の撤去等を命じようとする場合において、過失がなくて当該工作物等の撤去等を命すべき者を確知することができないときは、国土交通大臣は、当該工作物等の撤去等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行うべき旨及びその期限までに当該工作物等の撤去等を行わないときは、国土交通大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじ

め、公告しなければならない。

4 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 國土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第九項において「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、國土交通省令で定めるところにより、國土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

6 國土交通大臣は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、國土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、國土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 國土交通大臣は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他当該工作物等の撤去等を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国に帰属する。

（報告の徴収等）

第十二条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第九条第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(強制徴収)

第十三条 第九条第六項の規定に基づく占用料若しくは土砂採取料、同条第七項の規定に基づく過怠金又は第十一条第九項の規定に基づく負担金（以下この条において「負担金等」と総称する。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。この場合において、延滞金は、年十四・五パーセントの割合で計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国土交通大臣は、国税滞納処分の例により負担金等及び前項の延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。

## 第五章 雜則

### (許可の条件)

第十四条 國土交通大臣は、この法律の規定に基づく許可には、この法律の施行のために必要な限度において、条件を付すことができる。

2 前項の条件は、許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

### (経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき政令又は國土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は國土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

### (権限の委任)

第十六条 この法律に規定する國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第六章 罰則

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 二 第九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第十条第一項の規定に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者
- 二 第十一条第一項の規定による国土交通大臣の命令に違反した者
- 三 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条第五項及び第七項、第三章、第十七条（第一号に係る部分に限る。）並びに第十八条（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (港湾法の一部改正)

第二条 港湾法の一部を次のように改正する。

第五十六条の三第一項中「及び第五十六条第一項」を「並びに第五十六条第一項及び排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

### (水産資源保護法の一部改正)

第三条 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「若しくは同法」を「、同法」に、「に規定する水域」を「の規定により都道府県知事が公告した水域若しくは排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）の規定により国土交通大臣が公告した水域」に改め、同条第五項中「又は港湾管理者」を「若しくは港湾管理者」に、「同条第三項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しくは」を削り、「行おうとする」を「行い、若しくは国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項（特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例）の規定による協議に応じようとする」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百十五条の二第三項中「第一百十五条の十七」を「第一百十五条の二十三」に改める。

第一百十五条の二十二の次に次の一条を加える。

(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例)

第一百五条の二十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用又は保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊

等の長に対し意見を述べることができる。

#### 第五条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百十五条の二十三第一項中「第九条第一項」を「第五条第一項又は第九条第一項」に、「同条第五項」を「同法第六条第二項又は第九条第五項」に、「同項」を「同法第六条第二項中」「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」とあるのは「協議」と、「その申請」とあるのは「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とあり、及び同法第九条第五項」に改め、同条第二項中「第九条第五項」を「第六条第二項又は第九条第五項」に、「同条第一項」を「同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

#### (海岸法の一部改正)

#### 第六条　海岸法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「「公告水域」」を「この条及び第四十条において「公告水域」という。」、排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成

二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（以下この条及び第四十条において「特定離島港湾区域」）に、「又は農林水産大臣」を「若しくは農林水産大臣」に改め、「都道府県知事に」の下に「、特定離島港湾区域については国土交通大臣に」を加える。

第十条第一項中「又は第五十六条第一項」を「若しくは第五十六条第一項又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項」に改める。

第四十条第一項第一号中「及び公告水域」を「、公告水域及び特定離島港湾区域」に改め、同項第三号中「基き」を「基づき」に改める。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第七条 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「又は同法」を「、同法」に、「については」を「又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指

定するものを除く。)については」に、「又は当該」を「、港湾法第五十六条第一項の規定により公告された当該」に改め、「管理する都道府県知事」の下に「又は国土交通大臣」を加える。

## 理 由

我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、これらの保全及び利用の促進を図るため、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に關し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案  
新旧対照条文

目 次

- |                               |           |    |
|-------------------------------|-----------|----|
| ○港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）（抄）      | 【附則第二条関係】 | 1  |
| ○水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）   | 【附則第三条関係】 | 2  |
| ○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）      | 【附則第四条関係】 | 4  |
| ○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）      | 【附則第五条関係】 | 6  |
| ○海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）        | 【附則第六条関係】 | 8  |
| ○海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄） | 【附則第七条関係】 | 10 |



（傍線の部分は改正部分）

改正案

（水域施設等の建設又は改良）

第五十六条の三 水域（港湾区域並びに第五十六条第一項及び排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により公告されている水域を除く。以下この条において同じ。）において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるもの（以下「水域施設等」という。）を建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。但し、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

255 (略)

現行

（水域施設等の建設又は改良）

第五十六条の三 水域（港湾区域及び第五十六条第一項の規定により公告されている水域を除く。以下この条において同じ。）において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるもの（以下「水域施設等」という。）を建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。但し、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（工事の制限等）

第十八条 保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第二条第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項（港湾区域の定めのない港湾）の規定により都道府県知事が公告した水域若しくは排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第二号）第九条第一項（特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等）の規定により国土交通大臣が公告した水域（第五項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立て若しくはしゆんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を來す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

254 (略)

5 国土交通大臣若しくは港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、若しくは同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項（港湾区域の定めのない港湾への準用）の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八条第二項（公有港湾への準用）の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八条第一項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五

現行

（工事の制限等）

第十八条 保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第二条第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域若しくは同法第五十六条第一項（港湾区域の定めのない港湾）に規定する水域（第五項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立て若しくはしゆんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を來す工事をしようとする者は、政令の定めることにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

254 (略)

5 国土交通大臣又は港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域の定めのない港湾への準用）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域の定めのない港湾への準用）の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者が同法第五十八条第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五

十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行い、若しくは国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項（特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例）の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところによりあらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6  
(略)

十七号）の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところによりあらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

6  
(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（消防法の適用除外）

第一百十五条の二 （略）

2 （略）

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行つた同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一条後段の規定による撤収（以下「第一百十五条の二十三」までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 （略）

（消防法の適用除外）

第一百十五条の二 （略）

2 （略）

3 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行つた同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一条後段の規定による撤収（以下「第一百十五条の十七」までにおいて単に「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 （略）

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

（新設）

第一百十五条の二十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、

又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）

）第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「」

国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用又は保全上必要があると認めるとときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見述べることができ

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

第一百五条の二十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、

又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）

）第五条第一項又は第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第六条第二項又は第九条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第六条第二項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、同条第二項中「許可の申請」と、「その申請」とあるのは「協議」と、「これを許可しては」とあるのは「その協議に応じては」とあり、及び同法第九条第五項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」とあるのは、「その協議」と、「これを許可しては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第六条第二項又は第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の

改 正 前

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例）

第一百五条の二十三 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経游水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）

）第九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第五項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しなければ」とする。

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第六条第二項又は第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同法第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項の

2 前項の規定により読み替えられた排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第五項の通知を受けた国土交通大臣は、同条第一項の規定により公告された水域に係る港湾の利用又は保全上必要があると認め

規定により公告された水域に係る港湾の利用若しくは保全上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

るときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（指定についての協議）

第四条 都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下この条及び第四十条において「公告水域」という。）、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第二号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（以下この条及び第四十条において「特定離島港湾区域」という。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）の全部又は一部を海岸保全区域として管理する都道府県知事に、特定離島港湾区域については港湾隣接地域に、港湾区域については公告水域を管理する都道府県知事に、漁港区域については漁港管理者に協議しなければならない。

2 (略)

（許可の特例）

第十条 港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は

現行

（指定についての協議）

第四条 都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下「公告水域」という。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、港湾区域又は港湾隣接地域については港湾管理者に、公告水域については公告水域を管理する都道府県知事に、漁港区域については漁港管理者に協議しなければならない。

2 (略)

（許可の特例）

第十条 港湾法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

た者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2

(略)

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 港湾区域、港湾隣接地域、公告水域及び特定離島港湾区域に係る海岸保全区域に関する事項については、国土交通大臣

二 (略)

三 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

四〇六 (略)  
254 (略)

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に関する事項については、国土交通大臣

二 (略)

三 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

四〇六 (略)  
254 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（沿岸水産資源開発区域の指定）

第五条（略）

2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（同条第二項に規定する地方港湾で農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものに係るものを除く。）、同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第 号）第九条第一項の規定により国土交通大臣が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）については、海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者又は当該水域を管理する都道府県知事と協議が調つたときに限り、前項の規定による開発区域の指定をすることができる。

356（略）

現行

（沿岸水産資源開発区域の指定）

第五条（略）

2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（同条第二項に規定する地方港湾で農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものに係るものを除く。）又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものを除く。）については、海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者又は当該水域を管理する都道府県知事と協議が調つたときに限り、前項の規定による開発区域の指定をすることができる。

356（略）

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案  
参考条文

目次

- 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）  
○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百八十八号）（抄）  
○海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）  
○河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）（抄）  
○水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）  
○自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）（抄）  
○海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）



## ○排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

### （排他的經濟水域）

第一条 我が国が海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、排他的經濟水域を設ける。

2 前項の排他的經濟水域（以下単に「排他的經濟水域」という。）は、我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。）から、いづれの点をとつても我が国との基線上の最も近い点から距離が二百海里である線（その線が我が国との間で合意した中間線に代わる線をいう。以下同じ。）から、いづれの点をとつても我が国との基線上の最も近い点から距離と、我が国の海岸に向かい合つてある外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。）を超えているときは、その超えていた部分については、中間線（我が国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）並びにその海底及びその下とする。

### （大陸棚）

第二条 我が国が国連海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚（以下単に「大陸棚」という。）は、次に掲げる海域の海底及びその下とする。

一 我が国との基線から、いづれの点をとつても我が国との基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線及びこれと接続して引かれる政令で定める線）とする。）までの海域（領海を除く。）

二 前号の海域（いづれの点をとつても我が国との基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線によつてその限界が画される部分に限る。）の外側に接する海域であつて、国連海洋法条約第七十六条に定めるところに従い、政令で定めるもの

## ○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

### （定義）

第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十二条の規定による地方公共団体をいう。

### （略）

3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可があつた水域をいう。

### 4 5 9 （略）

### （港湾区域内の工事等の許可）

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（

大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用

二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

256 (略)

257 (略)

(港湾区域の定のない港湾)

第五十六条 港湾区域の定のない港湾において予定する水域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事が、水域を定めて公告した場合において、その水域（開発保全航路の区域を除く。）において、水域施設、外郭施設若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し（公有水面の埋立による場合を除く。）、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

3 第三十七条第二項から第六項までの規定は、第一項の場合に準用する。

### ○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）（抄）

第六条 第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

5 11 (略)

(漁港の保全)

第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

258 (略)

# ○海岸法（昭和三十一年法律第百一号）（抄）

## （定義）

### 第二条（略）

2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。

3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

## （海岸保全区域の指定）

第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

### 2（略）

## （指定についての協議）

第四条 都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下「公告水域」という。）又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、港湾区域又は港湾隣接地域については港湾管理者に、公告水域については公告水域を管理する都道府県知事に、漁港区域については漁港管理者に協議しなければならない。

### 2（略）

## （海岸保全区域の占用）

第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定める

ところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 (略)

(海岸保全区域における行為の制限)

第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2 (略)

(許可の特例)

第十条 港湾法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 (略)

(一般公共海岸区域における行為の制限)

第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。

- 一 土石を採取すること。
- 二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に関する事項については、国土交通大臣
- 二 (略)
- 三 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基き海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

2 (略)

## ○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（河川及び河川管理施設）

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 (略)

（河川区域）

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 (略) 6

（河川管理者）

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう

## ○水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

（工事の制限等）

第十八条 保護水面の区域（河川、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域若しくは同法第五十六条第一項（港湾区域の定めのない港湾）に規定する水域（第五項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立て若しくはしゆんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来る工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 (略) 4

5 国土交通大臣又は港湾管理者（港湾法第二条第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、同条第三項（港湾区域の定めのない港湾への準用）の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者が同法第五十八条第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通

大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水产大臣に協議しなければならない。  
6 (略)

## ○自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）（抄）

### （防衛出動）

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなったときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

### （防衛施設構築の措置）

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることができると見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設（以下「防衛施設」という。）を構築する措置を命ずることができることとする。

### （消防法の適用除外）

#### 第百五十五条の二 (略)

(略)

3 消防法第七十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替の工事を行つた同法第七十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収（以下「撤収」という。）を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 (略)

○海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）

（沿岸水産資源開発促進区域の指定）

第五条（略）

2 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（同条第二項に規定する地方港湾で農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものに係るものと除く。）又は同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（農林水産大臣が国土交通大臣と協議して指定するものと除く。）については、海洋水産資源の開発の促進上特別の必要がある場合において、港湾管理者又は当該水域を管理する都道府県知事と協議が調つたときに限り、前項の規定による開発区域の指定をすることができる。（略）